

平成26年 第1回臨時会

# 摂津市議会会議録

平成26年11月10日 開会  
平成26年11月10日 閉会

摂 津 市 議 会

## 目 次

平成26年第1回臨時会

### ○11月10日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 議案第63号	1- 3
提案理由の説明（生活環境部理事）	
質疑（東久美子議員、安藤薫議員、森西正議員）	
討論（木村勝彦議員、大澤千恵子議員、嶋野浩一朗議員、村上英明議員、 市来賢太郎議員、安藤薫議員、三好義治議員）	
採決	
閉会の宣告	1-17

### ☆添付資料

議決結果一覧	資料-1
--------	------

# 平成26年第1回摂津市議会臨時会会議録

平成26年11月10日(月曜日)  
午前9時59分開会  
摂津市議会議場

## 1 出席議員 (21名)

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
生活環境部理事	北野人土	保健福祉部長	堤守
保健福祉部理事	島田治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口繁	教育委員会 教育総務部長	山本和憲
教育委員会 次世代育成部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	熊野誠		

## 1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	川本勝也
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
  - 2, 議 案 第 63号 訴えの提起の件
- 

- 1 本日の会議に付した事件  
日程1から日程2まで

(午前9時59分 開会)

○渡辺慎吾議長 ただいまから平成26年第1回摂津市議会臨時会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。森山市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。本日、平成26年第1回摂津市議会臨時会を招集させていただきましたところ、秋の行事等々お忙しいところ、議員の皆様には早くからご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会でお願いいたします案件は、本市と東海旅客鉄道株式会社との間で締結しております環境保全協定上の地位確認及び井戸掘削差止等請求事件にかかわる訴えの提起の件でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○渡辺慎吾議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、上村議員及び木村議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議案第63号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生活環境部理事。

(北野生活環境部理事 登壇)

○北野生活環境部理事 議案第63号、訴えの提起の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、環境保全協定上の地位確認及び井戸掘削差止等請求について、大阪地方裁判所に訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提訴の相手方は、議案書に記載しておりますとおりでございます。

提訴の趣旨は、議案書に記載しております4点でございます。

1点目は、本市と相手方とで締結されました平成11年4月6日付け環境保全協定が、相手方の操業する新幹線鳥飼基地の茨木市域を含めた敷地全体に適用されることを確認するものでございます。

2点目は、本市と相手方とで締結されました平成11年4月6日付け覚書が、相手方の操業する新幹線鳥飼基地の茨木市域を含めた敷地全体に適用されることを確認するものでございます。

3点目は、相手方は、別紙物件目録記載の土地、すなわち茨木市内の新幹線鳥飼基地の敷地において、井戸の掘削及び地下水の汲み上げを行ってはならないことを求めるものでございます。

4点目は、訴訟費用は、相手方の負担とする旨の判決を求めるものでございます。

続きまして、提訴の理由でございます。

相手方が操業しています新幹線鳥飼基地の約97%は摂津市内に存在し、茨木市内に存在する土地は全体の約3%でございます。

本市と相手方は、平成11年4月6日、環境保全協定を締結いたしました。協定では、第8条で、「事業者は、地下水の保全及び地域環境の変化を防止するため、地下水の汲み上げを行わない」と定めております。

また、同日、協定第3条第2項に基づく

覚書を締結いたしました。覚書は、相手方が遵守すべき大気汚染等の基準、施設の保守点検義務、汚染物質等の測定、報告義務等を定めております。

相手方は、協定の適用範囲は摂津市内に限定されると主張しています。しかし、協定は前文にありますように、「事業者の事業場の操業に関し」締結されたものであって、適用範囲を摂津市内に限定する定めはありません。また、新幹線鳥飼基地の敷地の約97%は摂津市内に存在し、茨木市内の新幹線鳥飼基地の敷地において、協定違反があれば摂津市内にも当然に影響が及ぶことを考えますと、協定が新幹線鳥飼基地全体に適用されることは明らかでございます。この理は、協定に基づいて締結された覚書についても同様であります。したがって、本市は、本市と相手方との間の協定及び覚書の適用範囲を巡る紛争を抜本的に解決するため、相手方に対して、協定及び覚書が茨木市域を含む新幹線鳥飼基地の敷地全体に適用されることの確認を求めてまいりまして、お聞きしたいと思います。

あわせて、相手方は新幹線鳥飼基地が茨木市内に存在することを奇貨として、この土地で地下水を汲み上げ、用水として使用することを計画し、平成26年9月30日、井戸の掘削工事に着手しました。したがって、本市は相手方に対して、協定第8条に基づき、茨木市内の新幹線鳥飼基地の敷地において井戸の掘削及び地下水の汲み上げを行わないことを求め、提訴するものでございます。

続きまして、訴訟の遂行方針でございますが、弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行してまいります。訴訟において全ての請求が容認されないときは、上訴するものとしております。また、相手方から本市

の全ての請求に応じる旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとしております。

以上、議案第63号、訴えの提起の件につきましての提案理由とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入ります。東議員。

○東久美子議員 議案第63号について質問します。

市長は訴訟の提訴という非常に重い判断をされたと感じています。議会には機会を捉えて行政から情報提供されてきましたが、改めて訴訟の提起に至った経過をまずお聞きしたいと思います。

次に、過去の地盤沈下の実態など、多くの市民がご存じでない情報が多々あったと思います。これまで市民への情報提供はどのように行われてきたのか、これからの訴訟の経過も含めて、どのように周知していくのか、お伺いいたします。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 訴訟の提起に至った経過についてのご質問にお答えいたします。

本年6月4日、大阪府環境管理室から連絡がございました。初めて新幹線鳥飼基地での地下水の汲み上げ計画を知ったところでございます。直ちに相手方に連絡を取りまして説明を求めるとともに、再三再四、地下水の汲み上げを行わないとする環境保全協定の遵守を求めてまいりました。しかし、相手方は、計画は新幹線鳥飼基地の茨木市域で行うもので、環境保全協定の適用は受けないという主張を繰り返し、議論は平行線で行ってまいりました。

このため、7月29日に相手方に対し、東海道新幹線鳥飼基地における環境保全協

定書の遵守について、市長からJR東海関西支社長に宛て、要請書を提出いたしました。

8月19日には、相手方から要請書に対する回答がございました。茨木市域での計画であり、摂津市の行政上の管理区域を越えており、協定の適用は受けるものではないとの回答がございました。

9月10日には、相手方から大阪府への井戸使用許可事前協議書提出について報告がございました。これは、工業用水法に基づく事前協議書であり、設置基準などの審査を満たし、審査が完了すれば工事に着手できるものでございます。この報告を受け、9月11日には相手方に対し、協定を無視して着工するのであれば、法的措置も辞さないという旨の通告書を郵送いたしました。

9月26日、相手方から通告書に対して回答がございました。これも従来主張を繰り返すものであり、9月30日から工事に着手するとの回答がございました。このため、9月29日、大阪地方裁判所に工事等禁止仮処分命令申し立てを行った次第でございます。

先月、申し立てに対する審尋が2回開催されましたが、相手方の見解に全く変化はなく、近く開催されます3回目審尋の経過を踏まえ、本訴に備えることとし、今回訴えの提起を上程させていただいたところでございます。

続きまして、市民への情報提供についてのご質問にお答えいたします。

まず、広報紙ですが、10月1日号の1面で、「JR東海に強く抗議」との見出しで、これまでの地盤沈下対策、井戸掘削計画に対する本市の姿勢をお伝えさせていただいたところでございます。報道機関に対

しては、要請書、通告書の提出、仮処分命令申し立てなど、機会を捉えて情報提供を行ってまいりました。また、自治連合会、老人クラブ連合会等市民団体に対しては、経過及び今後の市の対応等を説明させていただいております。今後は広報紙、報道機関への情報提供、各種団体への説明に加え、ホームページなども活用し、一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 東議員。

○東久美子議員 行政がこれまで首尾一貫して、環境保全協定を遵守するようJR東海に対して働きかけ、今日に至ったことはよくわかりました。また、市民に対して広報紙や各種団体に対しての説明など、事実を伝えられたこともわかりました。しかし、なぜ行政は訴訟まで提起したのか、8万5,000市民がしっかりとその理由を理解できるようにすべきだと思います。

これは要望になりますが、今後はあらゆる手段を講じて情報の発信に努めていただきたいと思います。

最後に、市長のお考えをお伺いしたいと思います。JR東海は、昨年度の売上高が1兆6,525億円と巨大企業です。市民の安全・安心を求めて、日本を代表する巨大企業と争っていかねばなりません。この訴訟にかける市長の心境、意気込みをお聞かせください。

○渡辺慎吾議長 森山市長。

○森山市長 東議員さんの質問にお答えいたします。

50年前といいますと、摂津市はまだ三島町のころでございます。静かな農村地帯であったと思います。そんな中に突如としてといいますか、夢の超特急という話が持ち上がりました。国を挙げて驚きの声が上

がったことを記憶しておりますけれども、それに加えてといいますか、この摂津市の鳥飼というところに初めての車庫といいますか、基地ができるということで、当時の町民といいますか、驚き、一方で不安といいますか、いろんなことがあったことをきのうのように思い出します。その後、新幹線が摂津市を縦断するという形でスタートいたしました。こんなはずではなかったのにといいますか、振動、騒音、当時この摂津市がひっくり返るように大騒ぎになったことも覚えております。

それから間もなく、もう少したってから、今度は極端な地盤沈下する、そういうことが判明をいたしました。当時、摂津市は新幹線のあるまち、基地のあるまちとして全国に大きく発信し始めていました。だから、排除の論理ではなく共生の道を選んだと思います。そういうことで、先人はいろいろと知恵を絞って、その結果といいますか、それがこの環境保全協定でございます。

我々からいいますと、この協定はJR当局、当時の国鉄と摂津市との約束事でありまして、法律以前の話であります。そんなことで、その後はこの協定に基づいて、お互いがお互いの立場を尊重して、そしてJRも安全・安心をモットーにこの基地は機能してきたと思います。

ところが、突如として今般、井戸の掘削の申し入れがございました。当然のことながら、この協定書に基づき、ならんということで、私どもは先ほど理事が申しましたように抗議をしたところでございます。

時代が変わりました。人もかわっています。ということで、私はこれではいかんということで、JR東海の関西支社の最高幹部に面談を申し入れました。今日までの経

緯、この協定の重み等々についてをしっかりと一遍説明しておかないかと、どのような考えを持ってるのかということでも面談を申し入れましたけれども、これもかないませんでした。なぜか、かないませんでした。

そして、府にも要望を出したり、いろんなことを振り返りました。一向に取りやめる様子がありません。でも、共生の道を探っているわけでありますから、このことで争って相手に損害を与えることもよくない。そういう意味では、工事の前にやっぱり差止めをしようということで、仮処分の申請に至ったわけであります。でも、この仮処分の申請も聞く耳を持たずということで、今回強行な掘削を始めてしまったわけであります。

裁判をする、争うこと、これはベストではありません。避けて通りたいことでもあります。でも、8万5,000人の安全・安心、これは何としても守り抜くためには、提訴に踏み切らざるを得なかったわけでございます。

今般、リニアカーとって時速500キロのそれこそ世界的な、また夢の夢の超特急、これがスタートすることになります。私はJR東海だけでなく、JR全体の体質について、この際しっかりと一度チェックする必要がある。そういう意味では、今回この提訴は、大きな一つの注目されるんではないかと思っております。そんなことで、提訴に踏み切ったことについてご説明を申し上げます。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。安藤議員。

○安藤薫議員 先ほども議案の提訴の趣旨、それから経過、理由などもご説明をいただ

きました。この間、議会にも随時ご報告を  
いただいている問題であります。今、  
東議員からも質問がありましたし、市長か  
らも丁寧にご答弁がありました。今回ま  
さに巨大企業に対して摂津市が提訴して  
いくということになります。提訴の目的に  
は、地盤沈下を招くような地下水の汲み上  
げを行わない、そうした約束は、茨木市域  
にある基地全体に及ぶということを確認を  
していくことでもあります。やはり自治体  
が市内で操業している企業を訴えてい  
くことでもありますから、提訴する側の  
摂津市によって立つ大義、立場、そし  
て道義というものをしっかりと押さえ  
ていく必要があるかと思えます。その点  
について端的にお答えいただけたらと思  
います。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 安藤議員さん  
のご質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、JR東海という企  
業は、日本を代表する巨大企業でござ  
います。当時、昭和52年、環境保全協  
定書は、現在のJR東海、もとの国鉄も  
含めて76社と同様の摂津の環境を保  
全するんだという協定を締結していただ  
いております。それが当然ながら国鉄か  
らJR東海に引き継ぎされてしかるべき  
、その相手方が基地の3%しかない茨  
木市域で掘削するのだから条例に違反  
しないだろうと、法令に違反しなければ  
よいのだというような態度でございま  
す。

当然、条例を施行しましたのが平成11  
年でございますので、昭和52年から脈  
々と続く76社を含む協定の効力は、現  
在までずっと続いてきておるわけでご  
ざいます。日本を代表する巨大企業が  
、たくさんの摂津市内に存在します企  
業さんが遵守し

ていただいていますこの協定を、まず  
一番で破るとなれば、これは日本を代  
表する企業がそういうことをやれるん  
だから、我々もしてもいいんじゃないか  
というようなことをおっしゃる企業も  
出てまいると、それだけ名のある企  
業であると、我々は感じております。

したがいまして、このことが市全体に  
波及することも含めて、問題にしなければ  
ならないと思っておりますので、JR東  
海さんに、争うのは嫌ですが、提訴を  
させていただいたこととさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 安藤議員。

○安藤薫議員 摂津市内で事業を営  
む企業さんはたくさんあります。摂津  
市は産業のまちと常々市長もおっしゃ  
っておられます。そうした事業をされ  
ている企業さん、そして8万5,000  
人の市民、共生しながら将来にわた  
って子どもや孫の世代にこの摂津の  
まちを守っていくと、それは地方自治  
体の本旨であると私は改めて感じてお  
ります。そういう立場で今のご答弁を  
お聞きしまして、了解をいたしました。

もう一点、これも東議員がご質問さ  
れておりましたけれども、市民の皆さ  
んにこの提訴の中身であるとか裁判  
の進行状況などについては、しっか  
りと適宜時期を逸さずお知らせをし  
ていくということが大変必要だとい  
うふうに思っております。かつて昭  
和40年代後半から50年代にかけて  
、新幹線沿線で振動、騒音公害が起  
きました。その際は、あそこに住んで  
いる方々が日々振動や騒音を体で感  
じ、体に支障を来すような大きな被  
害だったということもあって、地元  
の皆さんから声が上がりました。そ  
して、その声が摂津市や議会を動か  
し、腰の重い旧国鉄を対策に動かし  
たという経過があったかと思いま  
す。

今回の地盤沈下という問題は、昭和40年代に鳥飼、新在家、また別府、一津屋地域、安威川以南地域で30センチから50センチ、わずか10年の間に沈下したにもかかわらず、日々の暮らしの中で体として実感することのなかなか困難なものであります。今回の報道やマスコミ、市の広報などによって、こんなにも地盤沈下が進んでいたのかということがわかって、驚きの声を上げられている市民の方がたくさんいらっしゃいます。

この裁判というのは、市民の暮らしや環境を守るということで、摂津市全体が力を合わせて進めていかなければならないものだというふうに思います。そういう点では、多くの市民の皆さんに深刻な問題だということをお知らせしていただく、そして裁判の状況も逐次お知らせをしながら、市民挙げてこの運動を大きくしていくことが大事だというふうに思いますけども、その点再度お聞きしますが、市民の皆さんへの周知、それからこの提訴の意義をお知らせするという仕方について、お聞かせいただけたらと思います。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 今、安藤議員のご質問にもございましたように、我々のほうにも、今回のこの報道等で初めて過去の地盤沈下の実態を知ったというお声がたくさん届いてございました。我々もそういう実態をまず市民の皆様方に知っていただかなければ、なぜ行政が提訴までしなければならぬと、こういうことになったのか、これを知らせていかないといかんということで、広報紙に10月1日掲載させていただいたところでございますが、この間いろいろと動きもございます。時宜を捉えて、先ほども答弁させていただきましたが、広報

紙でございますとか報道機関への情報提供でございますとか、あるいは自治連でございますとか、市民団体への説明でございますとか、あと環境政策課のホームページを通じまして、今までの歩みでありますとか、これからの方針でありますとか、こういうことを市民の皆さん方に知っていただくために、非常に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 よろしいですか。

ほかに質問ございますか。森西議員。

○森西正義議員 提訴されるということでありますけれども、先ほど安藤議員、そして東議員も質問されておられまして、まず住民に対して丁寧な説明をしていくべきではないかというふうに、そのような質問が出ておりました。私も摂津市が提訴するのであれば、摂津市が一つになって市民の安心・安全を確保するために、守るために、摂津市全体一つになって行わなければならないというふうに考えております。その場合では、やはり市民の方に懇切丁寧な説明をしていただいて、そして市民が納得をされるような形をぜひともとっていただきたいというふうに思いますので、この点は要望とさせていただきますというふうに思います。

そして、きょうまでに鳥飼地区自治連合会、そして先日は摂津市自治連合会が要請書提出を市長にされました。今まで鳥飼地区老人クラブ連合会、そして市民の個人的な方も要望書、さらにはさまざまな動きをされてきたというふうに思っております。

昭和39年、これは新幹線が運行されたときでありますけれども、これは摂津市がデータをとったんじゃないくて、大阪府のほうでデータをとっておられますけれども、

昭和39年から昭和52年、これは国鉄との間に地下水の汲み上げを禁止する環境保全協定を締結したのが昭和52年でありませけれども、安威川以南の鳥飼八町一丁目の西方寺、この間34センチの地盤沈下が起こっております。そして、新在家一丁目の八幡宮では、昭和39年から52年では54センチの地盤沈下が起こっております。

昭和52年の協定の締結以後は、西方寺においては昭和53年から平成24年の間には2センチということで地盤沈下が鎮静をされておまして、新在家の八幡宮においても3センチということで、鎮静化がなされております。これはやはりJR東海が井戸水の汲み上げを禁止をしたから地盤沈下が鎮静化されたというふうなことは、もう明らかであって、これはもうデータになっているというふうに思うんですけども、そしてまた今回、茨木のほうで井戸の汲み上げをされると、これは摂津市との協定には当てはまらないというふうなことでありますけれども、私は茨木市であろうが摂津市であろうが大阪市であろうが、仮に東京であろうが、地盤沈下が起こるのであれば、それはどの地域でも関係ないというふうに思っておるんです。それが茨木市で今回掘られるということでもありますけれども、茨木であっても地盤沈下を起こしてはいけないわけですから、その点を市のほうはこれから進むにあたって、そういうふうな部分、摂津市の市民の安心・安全をぜひとも守っていただきたいというふうに思っております。

そして、これから提訴に行かれるわけですが、これからの経費、費用というふうな部分はどうに考えていかれるのかというふうなのをお答えいただきたいと

いうふうに思います。

私は提訴、これからのこの井戸水の汲み上げを禁止をさせるためには、やはり費用を費やしてもいいのではないかなというふうには思っております。その点の考えをお聞かせいただけたらというふうに思います。

- 渡辺慎吾議長 生活環境部理事。
- 北野生活環境部理事 森西議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

これからの訴訟に係る費用的なことのご質問なんです、我々も弁護団を抱えておりますので、弁護団4名がこれまでの仮処分や今後の訴訟に対応していただくということで、着手金として50万円程度、今後の経常的な訴訟の費用として、月々25万円程度の費用が発生するというふうに考えております。ただ、先ほど提案理由でご説明させていただいたとおり、この訴訟が我々が勝つということになれば、その費用負担を相手方に求めてまいるといことになろうかなというふうに考えております。

以上でございます。

- 渡辺慎吾議長 森西議員。
- 森西正義員 その点は費用を費やしても、私は市民の安心・安全のために進むべきだというふうに思っておりますので、例えば住民に対する説明とか、住民に対する周知、その点でも可能な限り費用が費やされるのであれば、懇切丁寧な説明をされるべきだというふうに思っておりますので、この点は要望とさせていただきますというふうに思います。

そして最後に、特に安威川以南ですね。安威川以南は水に悩まされた地域であります。今まで既に30センチから50センチ地盤沈下が起こっております。その沈下した土地はもう回復することがありません。

J R東海は今回の採掘に対しては、もし地盤沈下が再発するのであれば、摂津市と協議をするというふうな、その段階で協議をするということでありませぬけれども、以前の経過を踏まえますと、地盤沈下をしますと、もうその土地は上昇することはありませんので、この点は切にお願いをして、強い姿勢で臨んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○渡辺慎吾議長 ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 おはようございます。市民ネットワークを代表いたしまして、市長が提案されております議案第63号に対する賛成討論を行います。

昭和39年10月に開業した東海道新幹線は、50年の節目の年を迎えます。国民の誰もが東海道新幹線は日本の高度成長の象徴であり、開業以来無事故であるということは、日本の技術力の象徴であると考えています。

しかし、この50年間、沿線住民が新幹線公害に耐え忍んできた歴史を決して見逃してはなりません。沿線住民の忍耐と寛容があつてこそ、現在の東海道新幹線の繁栄があるのです。

私もはっきり覚えておりますが、開業間もないころ、東京～新大阪間の走行時間を4時間から3時間10分として、1日の運行本数も増発されました。スピードアップと列車の増発は、極めて大きな騒音と振動をもたらし、おまけにテレビの電波障害まで発生をいたしました。この間、沿線の住民は行政とともに新幹線公害に対する諸課題を解決しながら、東海道新幹線と共存共栄を図ってきたと考えております。

しかし、これまでの新幹線公害の歴史的経過を無視して、突然本年6月にJ R東海が、新幹線鳥飼基地の茨木市域での井戸を掘削するという計画が判明しました。沿線住民にとっては、全く寝耳に水の話であります。昭和39年の新幹線開業以来、昭和40年代に新在家、鳥飼地域において著しい地盤沈下が発生したため、当時の国鉄に対して井戸水から上水道や工業用水に切り替えを要請した結果、昭和52年に地下水を汲み上げないとする環境保全協定を締結し、同時期に市内75社とも協定を締結しました。このことが奏功し、現在では地盤沈下があられなく、環境が保全されています。

また、鳥飼基地に存在する日本国有鉄道大阪工務局、現在の日本貨物鉄道株式会社と摂津市との間で、鳥飼貨物ターミナルの使用開始後における貨物運送は、原則として安威川を渡る新橋を通るということになっておりましたけれども、鳥飼ターミナルの東口及び西口より出入りはしないものということになっておりました。ということで、昭和57年に交わした覚書が存在するにもかかわらず、西口、中央環状線側から車両が長年どんどん出入りすることについて、沿線住民からの抗議が相次ぎ、議会特別委員会として平成17年4月14日、旧

国鉄から引き継がれた日本貨物鉄道株式会社と話し合いをする中で、議論が平行して局面打開を図るために、関西支社副支社長であった、名前は伏せませうけれども、現在は支社長になっておられると思うんですけども、その方と、当時私は議長をしておりましてけれども、その両者の間で詰めの協議を行いました。そして、今後西口から車両は出入りさせないとの協議が調い、このことを特別委員会もこれを了承し、ようやく車両の出入りがとまったという経緯がありました。

この覚書は単なるメモではなく、あくまでも紳士協定であり、今回摂津市との昭和52年に地下水を汲み上げないとする環境保全協定を無視して地下水を汲み上げる態度は、まさに先ほど述べました鳥飼貨物ターミナルの車両の東口及び西口より出入りはしないという問題と、根は同じであると言わざるを得ません。

JR東海は、環境保全協定を旧国鉄から継承しているにもかかわらず、新幹線鳥飼基地内にわずかに存在する茨木市の地下水を汲み上げることについて、問題がないという主張は詭弁であり、日本を代表する企業としては恥ずべき行為であると考えます。

地盤沈下は、原状回復できない公害です。地下深くで採取される地下水と地盤の状況を市民が知ることができません。多くの市民の皆さんが安全・安心を求めて行政に期待しておられます。我々議会を含め、市の真価が問われると思います。ぜひオール摂津でこの訴訟に取り組んでいくことを申し添えまして、賛成討論といたします。

○渡辺慎吾議長 次に、大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 それでは、私たちは忘れ

てはならないこと、そして先人が守ってきたものを継承しなければならないということ踏まえて、自民党を代表いたしまして、市長が提案されました議案第63号に対する賛成討論を行います。

忘れもしない平成23年3月11日、日本は東日本大震災という戦後史上最大の死者、行方不明者を出す大惨事に見舞われました。しかし、これだけの惨事に見舞われたにもかかわらず、みずからの命の危険を顧みず、地域住民がいち早く避難できるよう行動した消防、警察、市役所職員の方々、そしてまた極度の疲労を乗り越えて懸命の救助活動や支援活動に全国から駆けつけた消防隊員、自衛隊員、そして警察職員の方々、そして被災地の方々さえもこのような状況下の中で、利他的で秩序正しい行動をとりました。このような日本人の姿に世界中からの称賛の聲が上がったことは、私たちが祖先から受け継いできた日本人の美徳であり、誇りであるというふうに思います。そして、この精神性こそが、摂津市がまちづくりの基本としている人間基礎教育そのものであろうというふうに思います。

私たち摂津市は、まちづくりの基本として、社会のルールを守れる人づくりに日々取り組んでいる中で、今回のJR東海の井戸掘削の計画を初めて聞いたとき、この日本を代表する企業が昭和52年、新幹線基地内での井戸水の汲み上げはしないという協定が結ばれているにもかかわらず、約束を守れないような企業であるはずがないというふうに耳を疑いました。

新幹線鳥飼基地は、摂津の子どもたちにとって自慢できる場所であり、そして他市に誇れる場所の一つでもあります。将来、リニアの新幹線に乗車することを楽しみに

している子どもたちがたくさんいます。そしてまた、JR東海の社員になって運転手になる夢を持つ子どもたちもきつといることでしょう。

ところが、JR東海は過去に著しい地盤沈下が発生した鳥飼基地周辺の住民を思いやる気持ちがなく、新幹線基地のわずかにすぎない茨木市域から井戸を掘削するから、摂津市との約束違反にならないと言っているのを聞いてしまう。このことを子どもたちに説明すると、恐らくそれは「ずるい」という言葉が返ってくるのではないのでしょうか。これでは子どもたちに夢を壊してしまうことになるでしょう。また、将来的にJR東海という企業に対してマイナスのイメージを持つことにもなりかねません。摂津市に立地する企業である以上、摂津市がまちづくりの基本理念としている人間基礎教育に賛同していただかなければなりません。

摂津市内の大企業は、皆さん人間基礎教育に賛同し、環境保全協定を遵守していただいています。JR東海は、みずからの利益だけを考える利己的な企業体質から、企業市民として地域に奉仕する企業体質に改善するべきであると、そのように考えます。そうしなければ日本を代表する企業は名ばかりであると言われかねない、そんな結果になってしまいます。JR東海に対して、企業利益のために井戸掘削工事を中止し、摂津市に立地する多くの企業が遵守している環境保全協定に対する認識を改めることを強く求めまして、賛成討論いたします。

○渡辺慎吾議長 次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 高志会を代表いたしまして、市長が提案されました議案第63号に

対する賛成討論を行います。

淀川、安威川という一級河川を有する摂津市は、水害に悩まされてきた歴史があります。データがあるもので、古くは昭和28年9月25日の台風13号による被害で、床上浸水1,030軒、床下浸水561軒、記憶に新しい水害としては、平成11年6月29日の梅雨前線による被害で、床上浸水102軒、床下浸水32軒、鳥飼野々地区及び東別府地区で大きな被害が発生いたしました。最近では、平成24年8月13日の異常気象によるゲリラ豪雨で、床上浸水が51軒、床下浸水137軒、この際の時間最大雨量は65ミリを記録しております。

摂津市の地形は、海拔が低いところで2.5メートルしかなく、かつ、河川や水路に囲まれております。JR東海が新幹線鳥飼車両基地で地下水を汲み上げることで地盤沈下が再度引き起これば、水害発生の危険性がさらに高まることとなります。著しい変化が発生をいたしました昭和39年から昭和47年の観測データを見てまいりますと、鳥飼八町一丁目西方寺で29.2センチメートル、新在家一丁目八幡宮で46.1センチメートル、安威川南町新幹線基地で26.5センチメートルを記録しております。先人の皆様方の苦しみを拝察するとともに、当時行政がこの問題を深刻に受け止め、昭和48年に当時の新幹線総局に対し、地下水汲み上げをせず、上水道や工業用水に切り替えるように要請をしたことを大変誇らしく思います。

地盤沈下は、環境基本法によって典型七公害の一つと定められており、一旦沈下しますと再びもとに戻すことができない公害現象であります。地下水を汲み上げないとした環境保全協定は、先人が汗をかいて

から取った大きな成果であると思えます。我々が未来に引き継いでいかなければならないと思います。

環境保全協定は、多くの企業が遵守をしております。ところが、JR東海は旧国鉄が周辺地域への影響をみずから認め、締結した協定書を茨木市域については適用外であるという詭弁を使い、破棄しようとしております。日本を代表する企業の行動とは思えず、到底容認できるものではありません。

多くの市民の皆さんが地盤沈下に対して不安を感じておられます。我々議会も含め、市民の安全・安心を守るために協定書遵守を求め、この訴訟に取り組んでいくことを申し添えまして、賛成の立場からの討論といたします。

○渡辺慎吾議長 次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、公明党を代表いたしまして、森山市長が提案をされました議案第63号に対しまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

東海道新幹線は、かつて夢の超特急と呼ばれ、当時の子どもたちの憧れの的であったというふうにも記憶をしております。本市では、新幹線鳥飼基地にかつては市内の小学生が社会見学をすることができていましたし、平成24年8月から交付されているご当地ナンバープレートの図案化においてもJR東海の協力をいただいて、新幹線をまちのシンボルとして親しんできました。

その一方で、線路や基地の用地として先祖伝来の土地売却に涙をのんで協力した市民の思いや、騒音や振動など新幹線公害問題で苦しめられてきたときにも、先人が汗をかいて問題を解決してきた、この歴史を

しっかりと認識し、未来の子どもたちにつないでいくことが我々の務めでもあるとも考えております。そのような問題を乗り越えて共存してきたからこそ、現在では新幹線鳥飼基地を子どもたちに見せてあげたい摂津市の名所の一つにもなっております。

ところが、地下水を汲み上げないと約束した環境保全協定について、基地内面積の約3%の茨木市域では適用しないと主張し、解決済みである地下水汲み上げ問題を再燃させる計画を持ち出してきたJR東海の経営陣には、憤りさえ覚えております。この新幹線鳥飼基地の場所は、太古は海であり、運んできた土砂で埋め立てられ、湿地帯であったために安威川以南に井路を整備して水位を下げ、農地に開墾をされました。したがって、地下水を汲み上げると、まだまだ地盤沈下が起こる可能性が高い軟弱地盤地域であります。昭和39年から昭和52年の約14年間の計測におきましては、鳥飼基地の周辺の新在家では54センチ、鳥飼八町では34センチも沈下しましたが、昭和53年以降はこの地盤沈下は鎮静化している状況であります。

JR東海は、大学教授の個人的見解を知見として、それを手がかりに地盤沈下は発生しないと説明しようとしていますが、今まで何も起こらなかった自然環境に人間が手を加えれば、それが原因で変化が起こり、そして将来何らかの影響が出ることは考えられますし、もし仮に地盤沈下が再発すれば、この過去の経緯から見ても想定外では済まされない大問題にも発展をいたします。

摂津市は地形上、大雨による浸水被害に悩まされてきました。現状でも低い土地が、この地下水取水により地盤沈下が再来することになれば、子どもたちの未来に防

災上の大きなツケを残すこととなります。地盤沈下が一旦起これば、もとに戻すことは不可能であります。地域において安心・安全、そして福祉向上等に日々活動していただいている鳥飼地区自治連合会、鳥飼地区老人会、さらには摂津市自治連合会からも計画撤回を求める要請書も市長に提出されていることなど、新幹線鳥飼基地隣接の皆さんも含めて、市民の皆様がJR東海の暴挙に対して大きな不安を感じておられます。その市民の思いをしっかりと裁判所に伝えていかなければならないと思います。

そういう意味で我々議会も含め、市民の安心・安全を守るために、現在の環境保全協定が、この茨木市域を含めた新幹線鳥飼基地の敷地全体に適用される確認、そしてまた、地下水を汲み上げない等の訴訟に取り組んでいくことを申し添えまして、賛成討論といたします。

○渡辺慎吾議長 次に、市来議員。

(市来賢太郎議員 登壇)

○市来賢太郎議員 大阪維新の会を代表いたしまして、市長が提案されました議案第63号に対して、賛成の立場から討論を行います。

このたびのJR東海の井戸掘削問題を契機に、私は改めて摂津市の歴史を読みました。そこには、東海道新幹線の敷設に際して、昭和35年1月23日付の三島町長名による弾丸列車用地買収のための立入調査の件という文書がありました。内容は、町当局から関係住民に宛てた用地立入調査への協力依頼文書であったとの記載がありました。また、今日のように新幹線の通過が沿線住民に深刻な被害を及ぼすということの受け止め方は、町当局も含めて一般的なものではなかったとの記述もされています。鳥飼車両基地建設用地について

は、用地買収に対し賛成と反対の議論がありました。町長の説得により国策には協力しようではないかということで落ちつき、当時の町役場も現在の市役所の位置へ移転することになったという記述がありました。

そして、昭和39年の開業後から沿線住民は騒音、振動、地盤沈下という新幹線の公害をこうむる苦難の歴史が始まりました。摂津市は、当時の国鉄に対し協力を惜しまなかった。しかし、開業前には想像もしなかった新幹線公害が発生いたしました。新幹線公害の問題を解決するために、我々は先人よりさまざまな努力を積み重ね、現在に至っているものだと思っています。そして、現在でも沿線住民は規制の基準内とはいえ、騒音や振動に悩まされていますし、新幹線のスピードアップでブレーキポイントが変化し、さらに基準を超える騒音が発生したとも聞き及んでおります。そして、JR東海も旧国鉄の事業を継承し、新幹線公害解決のために環境保全協定を締結されております。

このような歴史的な背景を認識すれば、茨木市域については環境保全協定の適用外であるというJR東海の言いわけに対しては、私は心の中では、恥を知れと叫びたいようなものであります。多くの市民の皆さんがJR東海に対して憤りを感じておられます。我々議会も含め、市民の安心・安全を守るために協定書遵守を求め、この訴訟に取り組んでいくことを申し添えまして、賛成討論といたします。

○渡辺慎吾議長 安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表いたしまして、議案第63号に対する賛成討論を行います。

今回の提訴には大きな意義が二つあります。一つは、摂津市が住民の暮らしを守るという自治体の役割を果たす闘いであること。もう一つは、事業活動を住民の暮らしや地域環境保全よりも優先する身勝手な巨大企業、JR東海の姿勢を正すことであります。ことしで50周年を迎えた新幹線ですが、その裏には新幹線走行による騒音、振動公害や新幹線基地の地下水汲み上げによる地盤沈下、また廃棄物処理による悪臭、大気汚染、汚水排出による水質汚濁、夜間照明による農作物の減収といった大きな損害を地域住民に押しつけてきた歴史があることは忘れてはなりません。

当時、国鉄は、新幹線は公共の福祉に應ずる事業だから、多少の被害は辛抱してほしいという態度で、公害対策や環境保全を求める住民や自治体の要求に背を向けていました。しかし、全国的な企業公害に対する批判、市を挙げての粘り強い運動が、旧国鉄に一定の公害対策と地下水汲み上げのストップを認めさせました。地下水汲み上げをしないとす環境保全協定は昭和52年に締結され、その後地盤沈下が鎮静化したしました。新幹線基地内での井戸掘削、地下水汲み上げの再開を強行しようとしているJR東海は、こうした環境破壊を起こし、社会から断罪されてきた歴史に学ぶべきです。

かつて著しい地盤沈下の被害を受けてきた新在家、鳥飼地域はもともと地盤が軟弱で低い土地です。15年前には鳥飼野々三丁目で100戸を超す床上浸水被害が起きました。その後も毎年のように市内各地で内水浸水被害が発生しています。地盤沈下は、地下水汲み上げによって、その地域にとどまらず広い地域で発生し、一度沈下した地盤は地下水汲み上げをやめてももとの

戻りません。

先ほどからも紹介がありましたように、昭和39年から協定締結の昭和52年までの間に、新在家一丁目の八幡宮で54.17センチ、鳥飼八町の西方寺で34.05センチ、また新幹線基地が位置する安威川南町でも33.4センチも沈下し、その後沈下は鎮静化したものの、現在に至るまで復元されていません。だからこそ、将来の地盤沈下を未然に防止するために、地下水汲み上げを規制しているのです。

昨今頻発するゲリラ豪雨による内水浸水被害の危険が増している中で、マスコミ報道や市広報などで今回の地下水汲み上げ計画を知った多くの住民が、かつての地盤沈下の大きさに驚き、浸水被害や水道料金への影響を心配し、そしてJR東海の基地内のわずか3%しかない茨木市域での井戸掘削というこそくなやり方に、怒りをあらわにされています。

昭和49年4月、新幹線公害と闘う別府地区新幹線公害対策会議の市長への要請書の中には、公共であろうと私事であろうと、人に迷惑をかけてよいはずはないし、規制がなく罰を受けないから何をしてもよいなどという考え方に対して、我々は徹底的に闘わざるを得ませんと訴え、もし人間の世界に権力が避けがたいとするならば、少しでも市民の間に不幸があるとき、全てそれは権力の責任ですと自治体、市長が先頭に立って闘うことを求めています。まさに40年前に起きた事態が平成の今起きていると言えるでしょう。

日本共産党議員団は、JR東海の住民の暮らしや環境に配慮しない身勝手な井戸掘削、地下水汲み上げを直ちに中止すること、また、裁判では摂津市が摂津市民の暮らしを守るという自治体の本旨を果たす立

場で、不当なＪＲ東海の行為を告発されることを強く求め、賛成討論といたします。

○渡辺慎吾議長 次に、三好議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 民主市民連合を代表いたしまして、市長が提案されました議案第６３号に対する賛成討論を行います。

摂津市は、府内有数の事業所を抱える産業のまちとして発展してまいりました。平成２０年の経済センサスによりますと、４，１４７事業所があり、大小、多種多様な事業所が混在し、住居や市民と良好な関係を保ちつつ発展を遂げてきたと考えております。新幹線鳥飼基地の摂津市域面積は３５万２，３３２平米で、鳥飼基地の９６．６％、摂津市の２．５％を占めております。これは摂津市で事業を行う企業群のうち最大級の面積を誇ると言えます。

企業市民という言葉があります。これは、企業は利益を追求する以前に、よき市民であるべきという概念であり、事業を営む立地市において企業倫理の確立とコンプライアンス、地元に対する貢献はごくごく自然で当たり前の行為であると思えます。ところが、ＪＲ東海は市内で大きな面積を占める企業でありながら、企業市民としての理念が完全に欠落していると指摘せざるを得ません。

摂津市は、昭和５２年に旧国鉄と地下水の汲み上げを行わないとする環境保全協定を締結し、同時に市内７５社と同協定を締結しております。平成１１年には事業を継承したＪＲ東海と環境保全協定を締結しました。本年６月、突然災害時における二重系化と称し、日本の大動脈を守ることが社会的使命であるという大義のもと、協定書第８条で禁じている地下水の汲み上げ計画があることが判明いたしました。ＪＲ東海

は、協定書の適用範囲は摂津市域であり、茨木市域は行政管理区域外であると主張しております。

しかし、環境保全協定の前文は、「事業者の事業場を操業するに關し」本協定を締結するものと定めております。誰が見ても鳥飼基地全体を示すことが明らかであります。わずか３％にすぎない茨木市域から地下水を汲み上げるから問題ないと強弁する、その企業体質は倫理観のかけらもありません。また、災害対応のため井戸と称しておりますが、阪神・淡路大震災の際、電気、ガス、水道のほうは鉄道より早く復旧したと記憶しております。過去に起きた地盤沈下を二度と起こさない、歴史に学んだからこそ、市内の多くの企業が企業市民として環境保全協定を遵守しております。

そして、きょうは摂津市議会全会派が、市長が提案されました議案第６３号に対する賛成討論を行いました。ＪＲ東海に対し、企業市民として節度ある行動を求めることを申し添えまして、賛成討論といたします。

○渡辺慎吾議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 以上で討論を終わります。

議案第６３号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

議会を終わる前に、議長として一言申し添えたいと思います。

ここに多くの傍聴の市民が来られております。そして、別室にも多くの市民が来られております。各連合自治会からもこの件に関しての要望が届いております。そして

今、議会では全ての会派が賛成討論いたしました。そして、全員が賛成の表決をいたしました。この件をもってこの裁判、自信と誇りを持ってオール摂津で、あすの摂津市民のため、市民の安心・安全のために行政は自信と誇りを持ってこの裁判に臨んでいただきたいと、議長として切にお願い申し上げます。

以上で本日の日程は終了しました。

これで平成26年第1回摂津市議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時7分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長                      渡 辺 慎 吾

摂津市議会議員                      上 村 高 義

摂津市議会議員                      木 村 勝 彦

☆ 添 付 資 料

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議案 第 63 号	訴えの提起の件	1 1 月 1 0 日	可決